

随意契約（相手方指定）調書

件名	令和8年度荒川区障がい者福祉システム標準外事業 運用保守業務委託	No.5200342
工（納）期	令和9年3月31日	
契約締結日	令和8年4月1日	
契約金額	7,200,930円（消費税込み）	

契約相手方	富士通Japan株式会社 東京ユニット（蒲田） （法人番号：1020001071491）	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	令和8年度荒川区障がい者福祉システム標準外事業運用保守業務委託
指定業者 (案)	名称 富士通Japan株式会社 東京ユニット（蒲田） 代表者 アカウントゼネラルマネージャー 遠藤 光憲 所在地 東京都大田区新蒲田1-17-25
指定理由	<p>本件は、標準準拠システムへ移行した障がい者福祉システムにおける、標準仕様対象外事業に関するシステム（MCWEL V2）について、安定的かつ円滑な運用を確保するための業務を委託するものある。</p> <p>主管課からは、契約締結にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 上記業者は、本システムの開発事業者であり、標準準拠システムへ移行するためのプログラム等の構築を行った事業者であるため、パッケージソフトの著作権を保持しており、本システムの運用保守を請け負うことができるのは上記事業者に限られる。</p> <p>② 主管課において令和7年度の履行評価を行っているが、担当者と密な連携体制を構築しており、問い合わせに対しても迅速かつ正確に対応するなど、履行状況は良好である。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)